

令和8年1月30日

岩国市地域公共交通運賃協議会委員 各位

岩国市地域公共交通運賃協議会
事務局長 秋 友 康 伸

一般乗合旅客運送（由宇地区バス）の運賃に関する協議（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては下記のとおりです。

記

1 協議事項

- (1) (有)富士タクシーにおける由宇地区バス（笠塚～相地線）の運賃の設定について

資料. 1

本議題は、令和7年11月17日に開催しました岩国市地域公共交通会議でお諮りし、御承認をいただきました「由宇地区バスの一部路線における運行事業者の変更について」におけるバス運賃の設定について、この度協議を行うものです。

現在、当路線を運行している防長交通(株)については、本年3月31日をもって当路線から撤退することとしており、それに替わり、4月1日から(有)富士タクシーが当路線を運行することとしています。

(有)富士タクシーによる当路線の運賃設定にあたっては、法律上、住民や利害関係者への意見反映措置が必要になっていることから、本年12月9日から16日までの1週間、バス車内にアンケート調査票を設置し、バス利用者に対して意見聴取を行ったほか、地元バス・タクシー業者等へ当運賃案についての聞き取り調査を行いました。特に意見はありませんでした。

この結果に基づき、この度、当運賃協議会に別紙のとおり運賃案を諮りご承認をいただくものです。

なお、運賃の設定にあたっては、富士タクシーが当路線の運行を開始する令和8年4月1日から適用される運賃表と、令和8年7月1日から当路線に「マルキュウ由宇店」バス停が新設される予定となっていることから、同日から適用される運賃表の2種類について諮らせていただきます。

2 協議方法
書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和8年2月10日（火）まで

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 吉岡・山下

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp